

報第1号

教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正（新型コロナ）分）
に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和2年第1回定例県議会に提出する教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和2年3月3日に別添のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和2年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）

第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

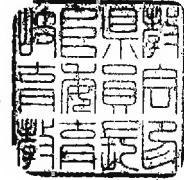
2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第555号
令和2年3月3日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿



教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正（新型コロナ）分）
に対する意見について

令和2年3月3日付け財第367号により意見を求められた教育に関する事務に係る予算については、異議ありません。

所 属	教育委員会学校安全課			教育委員会教育財務課		
係 名	教育相談係	内線	800-38	管理経理係	内線	3558

新 臨時休業期間における児童生徒への支援

1 事業費 4,665 (0 → 4,665)

【財源内訳】

一般財源 4,665

【主な使途】

委託料 2,500 (SNS相談業務委託)

使用料 2,165 (携帯電話借上げ)

2 背景・事業目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、3月2日以降臨時休業となっている。

長期にわたる休業期間中においても、学校と家庭が連携し、基本的には自宅で過ごすこととなる児童生徒の支援を適切に行う必要がある。

3 事業概要

(1) SNSを活用した教育相談の実施 (2,500千円)

学校の一斉臨時休業により、長期間家庭等で過ごすこととなる生徒の心のケアを図るため、今年度夏季休業明けなどに実施したSNSを活用した教育相談を実施する。

(2) 生徒や保護者と学校との連絡体制の確保 (2,165千円)

臨時休業中の生徒・保護者と学校との間で健康状態等について緊密に連絡を取り合う窓口として、各県立学校に公用携帯電話を配備する。

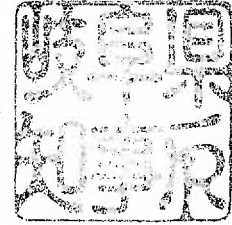
(県立高等学校及び特別支援学校に各2台配備予定)

(款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) (4)教育指導費 (明細書事業名) ○児童生徒等育成指導費 児童生徒等育成指導費
(款) 10教育費 (項) 4高等学校費 (目) (2)高等学校管理費 (明細書事業名) ○全日制高等学校管理費 全日制高等学校管理運営費
(款) 10教育費 (項) 6特別支援教育費 (目) (1)特別支援教育総務費 (明細書事業名) ○特別支援学校管理費 特別支援学校管理運営費

財第367号
令和2年3月3日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古 田 肇



教育に関する事務に係る予算について

令和元年度歳入歳出予算（3月補正（新型コロナ）分）のうち、教育に関する部分を、下記のとおり今回議会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

歳出予算 4,665 千円

(内訳は別紙のとおり)

(歳出)

教育警察委員会所管各目事項別明細書

(単位 千円)

款 項 目	既 定 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	節 分		説 明
					区	金 額	
10 教 育 費	170,877,030	4,665	170,881,695	一般財源 4,665			
1 教育総務費	23,784,337	2,500	23,786,837	一般財源 2,500			
(4) 教育指導費	1,540,265	2,500	1,542,765		(13) 委託料	2,500	○児童生徒等育成指導費 児童生徒等育成指導費 2,500
4 高等学校費	38,721,086	1,610	38,722,696	一般財源 1,610			
(2) 高等学校管理費	2,036,430	1,610	2,038,040		(14) 賃借料 使用料及び 借料	1,610	○全日制高等学校管理費 全日制高等学校管理運営費 1,610
6 特別支援教育費	15,578,518	555	15,579,073	一般財源 555			
(1) 特別支援教育費	13,936,338	555	13,936,893		(14) 賃借料 使用料及び 借料	555	○特別支援学校管理費 特別支援学校管理運営費 555
合 計	217,609,739	4,665	217,614,404	一般財源 4,665			